

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について

(平成 21 年 3 月期版)

会計基準が改定されたことや金融審議会公認会計士制度部会報告で監査報酬の開示や監査人異動時の開示について充実・強化を図っていくこととされたことなどに伴い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」といいます。)、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表等規則」といいます。)、財務諸表等規則と連結財務諸表等規則を総称して、「財務諸表等規則等」といいます。)並びに企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」といいます。)等が改正されていますので、ご注意ください。

・継続企業の前提に関する注記等

別添のとおり、「継続企業の前提に関する注記」のほか、「事業等のリスク」や「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載内容を改正する内閣府令案について平成 21 年 3 月 27 日にパブリック・コメントに付しておりますが、平成 21 年 4 月下旬に公布し、平成 21 年 3 月期に係る有価証券報告書から適用する予定ですので、ご注意ください。

これまでは、「貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合」には、「継続企業の前提に関する注記」をしなければなりませんでした。

しかしながら、平成 21 年 3 月期から、「貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって」、「当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」に、「継続企業の前提に関する注記」をしなければならないように財務諸表等規則等を改正する予定です。

また、同時に開示府令を改正し、「継続企業の前提に関する注記」をする場合はもちろんのこと、従来、「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「注記」に至らないケースが生じることとなること等を踏まえ、その場合にも「事業等のリスク」や「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、次の事項を開示することとする予定です。

「事業等のリスク」

- 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下、「重要事象等」といいます。)が存在する場合には、その旨

及びその内容を記載すること。

「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」

- 「事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に記載すること。

なお、現在、財務諸表等規則等の改正案についてはパブリック・コメント中です。内容等の変更等があり得ますので、平成 21 年4月下旬公布予定の財務諸表等規則等の一部改正府令をご確認ください。

・平成 20 年3月期決算会社の重点審査の結果

平成 20 年3月期決算の提出会社における重点審査の結果、685 社、調査票提出会社の約 21%に記載不備が認められました。

このような不備が認められたのは、「コーポレート・ガバナンスの状況」において、「株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている場合に、その事項及びその理由を記載しているか」といった点が不十分であったためです。

具体的には、定款の定めにより役員等の任務懈怠責任の一部を取締役会決議により免除できるとしていることにつき、その旨と理由の記載不備が多く（409 社）に認められたものです。

・「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

1. 関連当事者の範囲の拡大

- (1) 財務諸表提出会社の親会社に、会社のほか組合、会社や組合に準ずる事業体が追加されています。
- (2) 「財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者」が追加されています。さらに連結財務諸表等規則においては、「連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者」が追加されています。
- (3) 上記「(2)に該当する者が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等」が追加されています。

2. 関連当事者との取引等に関する注記の拡大

- (1) 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されている場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高及び貸倒引当金繰入額等を注記します。
- (2) 財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、並びにその親会社が、金融商品取引所に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引所に上場していない場合にはその旨を注記

します。

- (3) 財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目(流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純損益、当期純損益等)の金額を注記します。
- (4) 連結財務諸表では、新たに連結子会社と関連当事者との取引も開示対象としています。

・「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

1. 貸借対照表項目の追加

すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目が貸借対照表項目として追加されています。

- (1) リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース債権」(所有権移転ファイナンス・リースの場合)及び「リース投資資産」(所有権移転外ファイナンス・リースの場合)が追加されています。
- (2) リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」が追加されています。

2. リース取引に関する注記事項の変更

ファイナンス・リース取引について、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記することになります。

- (1) 財務諸表提出会社がリース物件の借主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、「重要なリース資産の内容」及び「リース資産の減価償却の方法」
- (2) 財務諸表提出会社がリース物件の貸主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、
 - リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額
 - リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

たな卸資産を「通常の販売目的で所有するたな卸資産」と「トレーディング目的で所有するたな卸資産」に区分し、それぞれに応じて帳簿価額の切下額やたな卸資産の

評価差額の表示方法を規定しています。

- (1) 通常の販売の目的をもって所有するたな卸資産について、収益性の低下により帳簿価額を切下げた場合には、当該切下額(前事業年度末に計上した切下額を当事業年度に戻し入れる場合には、当該戻入額と当事業年度末に計上した当該切下額を相殺した後の金額)は、売上原価その他の項目を内訳科目として、その内容を示す名称を付した科目をもって区分掲記しなければなりません。

ただし、当該たな卸資産の期末たな卸高を帳簿価額の切下げ後の金額によって計上し、その旨及び当該切下額を注記する方法もとることができます。

- (2) トレーディング目的で所有するたな卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、売上高を示す名称を付した科目に含めて記載しなければなりません。ただし、当該金額の重要性が乏しい場合には、営業外収益又は営業外費用に含めて記載することができます。

・有価証券の保有目的の変更に係る開示に関する財務諸表等規則等の改正

平成 20 年 12 月 5 日に企業会計基準委員会(ASBJ)から実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に係る当面の取扱い」が公表されたことを踏まえ、財務諸表等規則等を改正(平成 20 年 12 月 12 日施行)しています。

1. 「満期保有目的の債券」の定義の改正

稀な場合において満期保有目的債券への変更が可能となったことに伴い、財務諸表等規則等における「満期保有目的の債券」の定義のうち、「満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。」とする部分を削っています。

2. 有価証券の保有目的を変更した事業年度における注記事項

流動性が乏しいことその他の事由により金融商品市場において時価で有価証券を売却することが相当期間困難である場合であって、当該事業年度中に「売買目的有価証券」を「満期保有目的の債券」若しくは「その他有価証券」へ変更したとき又は「その他有価証券」を「満期保有目的の債券」へ変更したときは、重要性の乏しい場合を除き、一定の注記事項の記載が必要です。

当該注記事項は保有目的区分の変更内容ごとに規定しており、例えば、「売買目的有価証券」から「満期保有目的の債券」へ変更した場合には、保有目的を変更した有価証券の概要、保有目的を変更した日及び変更の理由、当該事業年度における損益、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額、保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額が規定されています。

また、あわせて「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱

いに関する留意事項(以下、「財務諸表等規則ガイドライン」といいます。)8の7 - 3を新設していますので、ご留意ください。

3. 有価証券の保有目的を変更した事業年度の翌事業年度以降における注記事項
上記2により有価証券の保有目的を変更したときは、保有目的を変更した事業年度の翌事業年度以降においても、当該有価証券の期末残高がある限り一定の事項について注記することを求めています。

. 金融資産の時価の算定方法に係る開示に関する財務諸表等規則ガイドラインの改正

平成 20 年 10 月 28 日に企業会計基準委員会(ASBJ)から公表された実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」及びその後提出された第 2 四半期報告書における金融資産の時価の算定方法に係る開示の状況を踏まえ、平成 20 年 12 月 25 日に財務諸表等規則ガイドラインを改正しています。

1. 理論値モデル等の概要

実務対応報告第 25 号では、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とすることや、実際の売買事例が極めて少ない金融資産や売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産については、基本的に経営陣の合理的な見積に基づく合理的に算定された価額によることを確認しています。

財務諸表等規則ガイドライン8の6の2 - 1 - 2 6(1)では、一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデルにより合理的に算定された価額を時価とした場合には、当該モデルの概要を記載する必要があることを明確にしています。

2. 価格決定変数及び対象となる金融資産の内訳

財務諸表等規則ガイドライン8の6の2 - 1 - 2 6(2)では、取引所又は店頭における実際の売買事例が極めて少ない金融資産や売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産について、市場価格に代えて上記1に定める価額を時価とした場合には、モデルの概要に加え、「価格決定変数」及び「対象となる金融資産の内訳」についても記載することを規定しています。

3. 追加情報としての注記

「金融商品に関する注記」の注記を規定している財務諸表等規則第8条の6の2の規定は平成 22 年3月 31 日以後に終了する事業年度に係る財務諸表から適用されます(早期適用可)。

しかしながら、上記2の記載が必要とされるような場合には、財務諸表の利用者が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うためにモデルの概要等に係る情報が開示されることが必要であると考えられることから、財務諸表等規則

ガイドライン8の6の2 - 1 - 2 6(3)では、財務諸表等規則第8条の6の2の規定の適用前であっても、追加情報(財務諸表等規則第8条の5)として、モデルの概要、価格決定変数及び対象となる金融資産の内訳を注記する必要があることを確認しています。

・監査人に関する情報開示

1. 監査報酬の開示

従前は「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する事項の例示として、監査報酬の内容が掲げられていましたが、開示府令の改正により、【監査報酬の内容等】として記載項目が拡充され、独立した記載項目となりました。

ご留意頂きたい事項は次のとおりです。

- (1) 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】として、表が規定されていますが、ここに記載すべき報酬は、提出会社の監査公認会計士等に対する報酬に限られます。
- (2) 次に、その対象となる報酬については、開示府令第3号様式等において準用する第2号様式の記載上の注意(58)において、「支払った、又は支払うべき報酬」と規定していますが、具体的には、監査証明業務に基づく報酬については、各連結会計年度の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬(平成21年3月期の監査証明業務の場合、平成21年4月以降に行われている監査であっても平成21年3月期にかかる監査であればその対価も含まれます。)、非監査業務に基づく報酬については、各連結会計年度において費用計上した金額をそれぞれ記載することが想定されています。

2. 経理の状況の冒頭記載

監査人の異動に関する記載事項を拡充しています。

具体的には、従前は、最近連結会計年度等において監査公認会計士等が交代した場合には、その旨を記載することとされていたところ、本改正において、最近2連結会計年度等において監査公認会計士等の異動があった場合には、その旨を記載することとされ、更に当該異動について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項についても記載することとされています。

なお、平成20年3月期及び平成21年3月期の監査公認会計士等の異動については、全て記載するようお願いします。

・内部統制報告書の提出

内部統制報告制度は、平成20年4月1日から開始する事業年度から導入されていますが、同制度により、金融商品取引所に上場されている株券等を発行する会社は、事業年度ごとに当該会社の属する企業集団及び当該会社の財務計算に関する

書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書(以下、「内部統制報告書」といいます。)を有価証券報告書と併せて提出することとされています。

なお、EDINET において、内部統制報告書を有価証券報告書の「添付書類」として提出しないようご注意ください。

また、内部統制報告書は公認会計士又は監査法人の監査証明を受け、これを内部統制監査報告書として、財務諸表等の監査報告書と合わせて作成することとなります。

内部統制報告制度の留意点等につきましては、[「内部統制報告制度に関するQ & A」](#)及び[「内部統制報告制度に関する 11 の誤解」等](#)を参照して下さい。

以上